

# 政府の 物価高対応子育て応援手当 のご案内

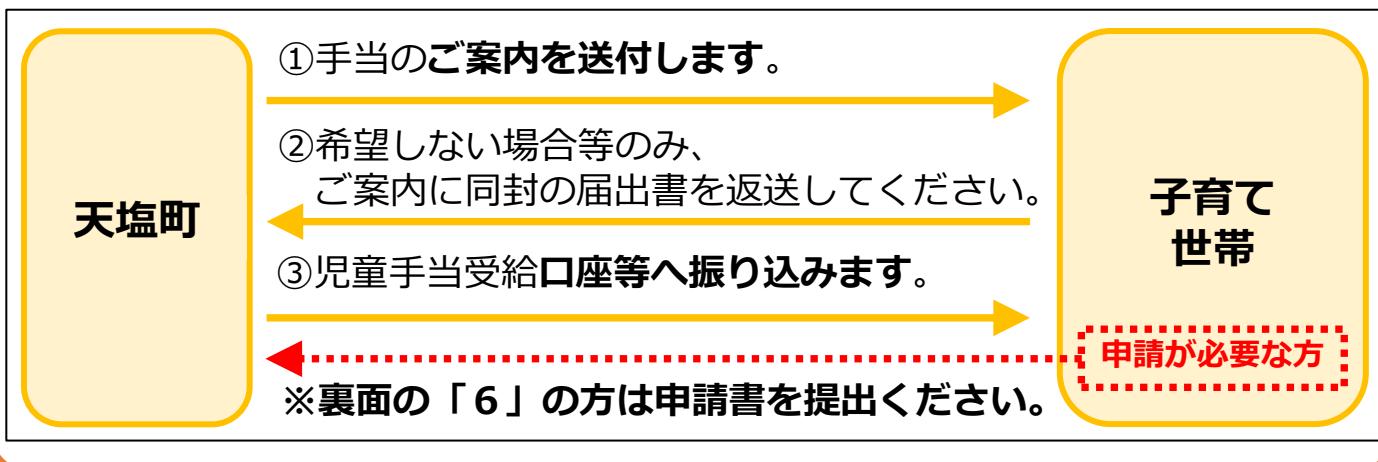
こども1人につき2万円の一時金を3月から支給します！

## ■はじめに・・申請は必要ですか？

原則**申請は不要**です。「プッシュ型」（以下①②③）による支給となります。

※以下「1. ②」の保護者や公務員等は申請が必要です。詳しくは裏面「6」をご覧ください。

※希望しない場合等は2月24日までに届出書を返送するか、裏面記載の窓口まで持参ください。



## 1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童が対象になります。

①**令和7年9月分（※）の児童手当の支給対象児童**（※令和7年9月に出生した児童については10月分）

②**令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童**

## 2. だれがもらえるの？【支給対象者】

上記①の**児童手当受給者**、または上記②の**保護者**のうち生計を維持する程度の高い者

## 3. いくらもらえるの？【支給額】

対象児童**1人につき2万円**（一時金）です。

## 4. いつもらえるの？【支給時期】

**天塩町では3月から順次支給を開始**します。以降、入金の確認ができなかった場合は裏面記載の窓口までお問い合わせください。

※裏面「6」の方については申請が必要なため、支給時期が異なります。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

## 5. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

①児童手当受給者

**令和7年10月支給時（※）の児童手当受給口座や届出書により届け出た口座**に振り込みます（※令和7年9月に出生した児童は12月支給時）。

②申請を行った保護者

**申請書で指定した口座**に振り込みます。

※口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、令和8年2月末までに必ず下記の窓口にお問い合わせください。

## 6. 申請が必要なのはどんな場合？

**次に記載する方は申請が原則必要**です。同封された申請書を提出してください。

- ・表面「1. ②」の保護者
- ・所属庁から児童手当を受給している公務員（下記「公務員の方へ」を参照）
- ・10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者

## 7. こんなときはどうなるの？

### ■引っ越しした場合はどうなりますか？

児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に、**9月30日時点の住所地市町村（特別区含む）から振り込まれます**。ご不明な点があれば、10月支給時の児童手当を支給をした引越し前の市町村にお問い合わせください。

### ■DV被害により、こどもとともに避難していますが、どうなりますか？

DV被害により避難している場合は、避難先の市町村で今回の手当の支給を受けることができる場合がありますので、なるべく早く下記の窓口にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

～公務員の方へ～

公務員の方は、まずは所属庁に手続きについてご確認ください。また、手当をスムーズに受け取るため公金受取口座の登録をおすすめします（公金受取口座の登録だけでは今回の手当の申請手続きは完了しませんのでご注意ください。）。

### 手続きに関するお問い合わせ先

天塩町役場

福祉課福祉係

電話：01632（2）1728

### 制度に関するお問い合わせ先

こども家庭庁 コールセンター

電話：0120-252-071

（受付時間：平日9:00～18:00）



「物価高対応子育て応援手当」に関する

**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに天塩町から問い合わせを行うことがあります、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めるることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに天塩町窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。